

青色申告

一般社団法人
蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
<http://www.kamata-aoiro.or.jp>

蒲田会報

No. 826

令和6年3月号

ホームページのパスワード
m69x

発行人 江川慎郎

ご確認ください

納税の際のご注意

①振替納税をご利用の方

確実に振替納税できるよう、振替日の前日までに指定口座の預貯金残高をご確認ください。

なお、振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。

令和5年分の所得税等の確定申告分（第3期分）の振替日は、令和6年4月23日（火）です。

消費税等の口座振替日は、4月30日（火）です。

※ 納税が期限に間に合わなかった場合、納期限の翌日から納付日までの延滞税も併せて納付する必要があります。また、振替納税についても残高不足等で振替できなかつた場合には、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかりますので、納付書により、最寄りの金融機関等の窓口で、確定申告分の納税額と共に納付してください。

②現金で納税される方

令和5年分の所得税等の確定申告分（第3期分）の納期限は、令和6年3月15日（金）です。

消費税等の納期限は、4月1日（月）です。

なお、申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等によるお知らせはありません。

納付書がない場合は税務署窓口などで入手の上、最寄りの金融機関または所轄税務署の納税窓口（9時～16時）で納付してください。

また、QRコードによりコンビニエンスストアで納付する方法もあります。



納税の方法

③他の納税方法

e-Taxで納付する方法（ダイレクト納付やインターネットバンキング等からの納付）、クレジットカードで納付する方法、スマホアプリで納付する方法があります。

※延納について

所得税等の確定申告により納付する税額（第3期分の税額）の2分の1以上の金額を3月15日（金）までに納付（振替納税の場合は4月23日に口座振替）すれば、残りの税額を令和6年5月31日（金）まで延納することができます。延納を希望する場合には、申告書第一表の延納の届出欄に「申告期限までに納付する金額（2分の1以上）」及び「延納届出額」を記入してください（振替納税の場合、延納の届出欄に記入がなければ延納になりません）。なお、延納期間は、年0.9%の割合で利子税がかかります。

申告に誤りがあった場合等

確定申告をした後に申告内容に誤りが見つかった場合、申告をした税額等が実際より少なかったときは「修正申告」をしてこれらの金額を正しい額に訂正してください。また、多かったときは「更正の請求」をして正しい額に訂正することを求めることができます。

誤っている申告額を自発的に訂正されない場合には、税務署長が正しい額に更正する場合があります。

また、期限内に申告することを忘れていた場合には、できるだけ早く申告するようにしてください。なお、申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかつた場合には、税務調査の上で税務署長が所得金額や税額を決定する場合があります。税務署長が更正や決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合には、新たに加算税が賦課される場合があるほか、法定申告期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

※ ご質問等ございましたら、事務局までお問い合わせください。

ワンポイント情報**おもな税務カレンダー (令和6年4月～7年3月)**

| | 国 税 | 地 方 税 (23区内) |
|-----|--|---|
| 4月 | 申告所得税及び復興特別所得税の確定申告分の振替納税 4/23(火) 消費税及び地方消費税の申告分の振替納税 4/30(火) | |
| 5月 | 消費税の中間申告と納付 (年3回の方) ~5/31(金) | 自動車税種別割・軽自動車税種別割 |
| 6月 | | 都民税・特別区民税 第1期 固定資産税・都市計画税 第1期 |
| 7月 | 納期の特例を受けた源泉所得税の納付 ~7/10(水) 申告所得税及び復興特別所得税の予定納税の納付 第1期 ~7/31(水) | |
| 8月 | | 都民税・特別区民税 第2期 個人事業税 第1期 |
| 9月 | 消費税の中間申告と納付 (年1回・3回の方) ~9/2(月) | 固定資産税・都市計画税 第2期 |
| 10月 | | 都民税・特別区民税 第3期 |
| 11月 | | 個人事業税 第2期 |
| 12月 | 申告所得税及び復興特別所得税の予定納税の納付 第2期 ~12/2(月) 消費税の中間申告と納付 (年3回の方) ~12/2(月) 消費税簡易課税制度選択届出書提出期限 (注1) | 固定資産税・都市計画税 第3期 |
| 1月 | 納期の特例を受けた源泉所得税の納付 ~1/20(月) 法定調書合計表の提出 | 都民税・特別区民税 第4期 住宅用地の申告 償却資産の申告 給与支払報告書の提出 |
| 2月 | 申告所得税の確定申告と納付 ~3/17(月) 消費税及び地方消費税の申告と納付 ~3/31(月) 贈与税の申告 ~3/17(月) | 固定資産税・都市計画税 第4期 |
| 3月 | | 都民税・特別区民税の申告 (~15日) 個人事業税の申告 (~15日) 事業所税 (~15日) |

注1 原則として「消費税簡易課税制度選択届出書」の効力は、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに提出しなければならぬことになります。

| | | |
|----|--------------------------------------|----------------|
| 毎月 | 源泉所得税の納付 (~10日) 消費税の中間申告 (年11回の方) | 都民税・特別区民税の特別徴収 |
|----|--------------------------------------|----------------|

※申告や納付期限が土曜日または休日に当たるときは、休日の翌日がその期限となります。

★所得税の青色申告承認申請書★

最初に青色申告をしようとする年の3月15日までに税務署に提出してください。
新たに事業を開始したり不動産の貸付けをした場合には、その事業開始等の日から2ヶ月以内に提出してください。相続による事業承継の場合は別途規定があります。

★青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書★

その年分以後の青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする青色申告者は、3月15日までに税務署に青色事業専従者給与に関する届出書を提出してください。
なお、専従者給与の金額の基準を変更する場合や新たに専従者が加わった場合には、遅滞なく青色事業専従者給与に関する変更届出書を提出してください。

青色申告会関係 口座引落日

- ・青色申告会会費…5月23日・11月24日の年2回
- ・青色共済会費…6月23日・9月23日・12月23日・3月23日の年4回
- ・東京傷害保険・がん保険保険料…6月23日・12月23日の年2回
- ・小規模企業共済掛金…毎月18日
- ・経営セーフティ共済掛金…毎月27日

※振替日が休日の場合、翌営業日

※ご質問等ございましたら、事務局までお問い合わせください。

今まで電子取引データをプリントアウトした書面を整理してファイリングしていたけれど、令和6年1月からはどうすればいいんだろう。

令和6年1月からの電子取引データの保存方法

以下の【可視性の確保】と【真実性の確保】を満たしていただく必要がありますが、難しいことはありません。

【可視性の確保】

- ① モニター・操作説明書等の備付け
- ② 検索要件の充足

まずは、①と②を満たしていただく必要があります。ただし、「2課税年度前の売上高が5,000万円以下の方」、または「電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理されている方」は、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしていれば、②の要件は不要となります。

【真実性の確保】

不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する。

その場合であっても、「ルールを決めて守っていただくこと」で満たすことが可能です。

事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載していますので、参考にしてください。

また、今までプリントアウトした後に電子取引データを消していた場合は、令和6年1月からは消さずに保存する必要があります。

【準備が間に合わなかった場合】

(1)と(2)を満たす場合には、電子取引データを保存しておくだけで大丈夫です。

(1) 電子取引データ保存の一定のルールに従って電子取引データを保存することができなかつたことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

「人手不足」「システム整備が間に合わない」「資金不足」など、幅広い理由で認められます。

(2) 税務調査等の際に、

- 電子取引データのダウンロードの求め
 - 電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求め
- にそれぞれ応じができるようにしている場合

なお、保存する電子取引データの範囲は、これまで書面で保存しているものと変わりありません。

※令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されました。

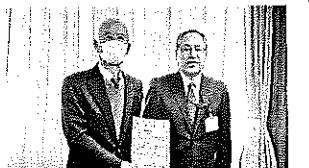
もっとくわしく知りたい、経理のデジタル化を進めたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」に掲載しています。



青色コーナー協力要請

2月13日(火)、蒲田税務署において、青色申告制度の説明、青色申告制度の普及・拡大等を行う「青色コーナー」の設置に当たり、高橋署長より江川会長に協力要請状が交付されました。



青色申告特別控除 65万円を初めて目指す方のための会計ソフト説明会のご案内

事業所得や不動産所得（事業的規模）を営んでいる青色申告をされている方で、①正規の簿記の原則により記帳、②申告書に貸借対照表と損益計算書などを添付、③期限内申告、④電子申告又は電子帳簿保存をしている方については、青色申告特別控除として最高65万円を控除することができます。（令和2年分から④の要件が増えました。）

青色申告特別控除最高65万円の適用を受けたい方は、複式簿記の基礎知識は必要不可欠です。また、簿記の知識だけでは、申告書に添付する貸借対照表、損益計算書を作成することは出来ませんが、会計ソフトを利用することによって、記帳の効率化を図ることが出来ます。

本年の「青色申告特別控除 65 万円を初めて目指す方のための会計ソフト説明会」は、引き続き感染症対策として、個別での対応とさせていただきます。青色申告特別控除 65 万円の対象になるかの確認、会計ソフトの利用申込、今後の指導の流れ等をご説明いたします。毎年何人もの方が、青色申告特別控除 65 万円を適用できることになりますので、ご希望の方は下記によりお申込みください。

- ◆ 日 程：令和6年4月22日（月）～26日（金） 午前9時30分／午後1時30分
 - ◆ 会 場：事務局
 - ◆ 参加資格：パソコン（Windows10・11）を所有し、パソコンの基本操作ができること
(令和2年分より青色申告特別控除の要件が変更になったため)
 - ◆ 持ち物：令和5年分 決算書・確定申告書（控）
現在ついている帳簿・筆記用具（ボールペン）・印鑑
4,000円（テキスト代と令和6年度分会計ソフト利用料）
 - ◆ 受付：3月25日（月）以降に、事務局までお電話ください。

☆個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります（所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください）。

☆都税がスマートフォン決済アプレリで納付できます

☆個人事業税の申告期限は3月15日(金)です

都内において、個人で事業を営む方は、前年中の所得について、令和6年3月15日(金)までに、所管の都税事務所・都税支所・支庁へ事業税の申告をしてください。ただし、所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、改めて事業税の申告書を提出する必要はありません。

なお、事業を廃止した場合は、廃止の日から1カ月以内（死亡による廃止の場合には4カ月以内）に個人の事業税の申告をする必要があります。

都税だより

都税の納付にスマートフォン決済アプリを是非ご利用ください。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、[主税局ＨＰ](https://www.tax.metro.tokyo.g.jp/common/tozei_nouzeihtml#L16)を確認ください。詳細は、https://www.tax.metro.tokyo.g.jp/common/tozei_nouzeihtml#L16

二月 事業報告

青色共済会費の口座
振替をご利用の方へ

3月25日(月)に令和6年5月～7月分が引落しされます。なお、通帳印字をもつて領収とさせていただくため「領収書」は発行いたしませんので、ご了承ください。

一般社団法人
蒲田青色申告会

入会金 2,000円
会費 年額24,000円
(月額2,000円)

